

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(交付申請) 第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>政務活動費交付申請書</u>（様式第1号）を提出しなければならない。</p> <p>(交付決定) 第3条 市長は、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該議員に<u>政務活動費交付決定通知書</u>（様式第2号）により通知するものとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>(交付申請) 第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して<u>総社市議会政務活動費交付申請書</u>（様式第1号）を提出しなければならない。</p> <p>(交付決定) 第3条 市長は、<u>毎年度</u>、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき<u>年間分</u>の政務活動費の額を決定し、当該議員に<u>総社市議会政務活動費交付決定通知書</u>（様式第2号）により通知するものとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第3号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第4号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

総社市長 様  
（総社市議会議長経由）

総社市議会議員

政務活動費交付申請書

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり政務活動費の交付を申請します。

交付申請額 円

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

総社市議会議員 様

総社市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、次のとおり決定したので、総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

交付決定額 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

総社市長 様

総社市議会議員



政務活動費交付請求書

総社市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

請求額

円

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

総社市議会議長 様

総社市議会議員

政務活動費収支報告書

総社市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、 年度に  
おける政務活動費収支報告書を提出します。